

報告第16号

専決処分(損害賠償の額の決定及び和解)の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき議会が指定した市長の専決処分事項の項目である下記の事件を次のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月29日提出

備前市長 吉 村 武 司

記

専決第4号 物損事故損害賠償額の決定及び和解

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決する。

令和5年10月18日

備前市長 吉村 武司

専決 番号	事 件 名	賠 償 金	保 険 等 補 填 額	相 手 方	事 件 の 概 要
4	物損事故 損害賠償 額の決定 及び和解	円 370,000	円 370,000	兵庫県赤穂市***** *****	令和5年9月29日13時30分頃、日生町寒河地区の市 営寒河墓園で生け垣の刈込み作業中、剪定枝をネッ トに入れ運搬していたところ、相手方が設置する灯 籠にネットが接触し、灯籠上部が倒壊し破損させた もの

位置図



地図出典：国土地理院地図

事故現場平面図